

## 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛泉会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程で役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬とは、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1による報酬と別表3による旅費交通費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1による報酬と別表3による旅費交通費を支払うことができる。

3 理事及び評議員が、入札審査会等法人が開催する会議に出席したときは、別表1による報酬と別表3による旅費交通費を支払う。

(役員及び評議員の業務報酬等)

第4条 理事長が、法人及び施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表2による報酬を支払う。

2 理事が理事長の命を受けて法人及び施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表2による報酬を支払う。

3 評議員が、理事長の命を受けて法人及び施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表2による報酬を支払う。

4 前各項業務に従事したときの旅費交通費は、別表3により支払う。

(監事の報酬等)

第5条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1による報酬と別表3による旅費交通費を支払う。

2 監事が、法人及び施設・事業所への指導監査への立会い及び運営状況の指導若しくは監査の業務又はその他理事長の命を受けて法人及び施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表2による報酬と別表3による旅費交通費を支払う。

(選任委員の報酬等)

第6条 選任委員が選任委員会及び理事会並びに評議員会に出席したときは、別表1による報酬と別表3による旅費交通費を支払う。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第7条 苦情対応第三者委員が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1による報酬と別表3による旅費交通費を支払う。

2 苦情対応第三者委員が法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合、別表1による報酬と別表3による旅費交通費を支払う。

(出張旅費)

第8条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、第4条の報酬に加えて別表4による日当及び旅費交通費を支払う。

2 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い出張終了後精算することができる。

(重複支給の防止)

第9条 役員及び評議員・監事等が、同一日に開催される理事会及び評議員会のいずれにも出席した場合は、理事会又は評議員会の一方に報酬及び旅費は支給し、重複支給はしない。

(兼務役員)

第10条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改正)

11条 本規程の改正は、評議委員会の議決を経なければならない。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1

名 称	報 酬
理事会	日額 5, 1 5 7 円
評議員会	日額 5, 1 5 7 円
入札審査会等	日額 5, 1 5 7 円

\*上記の報酬は、所得税を含む金額とする。

別表 2

名 称	報 酬
理事長	日額 5, 1 5 7 円
理事及び評議員	日額 5, 1 5 7 円
監事	日額 5, 1 5 7 円
選任委員	日額 5, 1 5 7 円
苦情対応第3者委員	日額 5, 1 5 7 円

\*上記の報酬は、所得税を含む金額とする。

別表 3

区 分	旅 費 交 通 費
自家用車	1 0 k m以内5 0 0 円
	1 0 k mを超える場合は、1 k m毎に3 0 円加算する
公共交通機関	実費
宿泊費	実費

\*自家用車の交通費は、自宅から用務地までの往復距離により支給する。

別表 4

旅 費	宿泊費	日 当	その他
実費	実費	日額 3, 0 0 0 円	実費